

第 3 回検討会についての意見

田近栄治(一橋大学)

2013 年 12 月 6 日

申し訳ありませんが、大学での講義のため欠席いたします。以下、検討事項への私の考えを述べさせていただきます。

・被災者生活再建支援法は、災害によって自宅が全壊などした被災者の生活と住宅支援を都道府県の互助の精神で行うことを目的に議員立法で成立。都道府県で拠出した基金をもとにし、都道府県が設置した事務局がその運営を行うこととなっている。

・国は、支援金の交付時に支援額の半分を補助する。しかし、成立以来の経緯より、運営の責任は都道府県にあることは明らかである。

・竜巻などによる被害によって全壊した戸数が小規模・軽微であることから、被災者生活再建支援法の適用要件をさらに緩和して、全壊戸数等がきわめて微小であっても、同法を適用すべきという提案がなされている。

・被災者生活再建支援法の基礎は、都道府県の互助精神であることを考えると、こうした被害への対応は次のようになる。まず、被害を受けた市町村と都道府県の協力のもとに被災者支援を行う。事前から都道府県はそうした支援の準備を当然行っているはずである。近時の竜巻による災害を理由に、被災者生活再建支援法やその施行にかかる政令などを改正するべきではない。

・次に、都道府県が都道府県全体で横断的に支援にあたりたいというのであれば、小規模被害に対する保険金の積立を新たに行うべきで、財政的には都道府県の 100%に拠出によるのが当然である。これは、被災者生活再建支援法とは独立したものとして実施すべきである。